

学校における感染症

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法施行規則第 18 条において以下のとおり分類され、同施行規則第 19 条において感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

本校もこれに基づき、以下に記載する感染症に罹患した場合は、学内感染及び感染拡大防止のために一定期間出席停止とします。出席停止期間が過ぎるまで登校はできません。

種別	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症日を0日として発症後5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として発症後5日を経過しかつ解熱後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎		
その他感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎など)		

※登校に際して、「登校申出書（保護者が記入するもの）」の提出をしてもらっています。